

## ○ 指 掌 紋 取 扱 規 程

〔平成11年12月17日〕  
〔大分県警察本部訓令甲第11号〕

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

### (概 要)

指掌紋取扱規則（平成9年国家公安委員会規則第13号）及び指掌紋取扱細則（平成9年警察庁訓令第11号）に定めるもののほか指紋及び掌紋の取扱いに関し必要な事項を定めており、「ライブスキャナの操作」、「指掌紋記録等の整理保管」、「遺留指掌紋の照会」等について規定している。